



通勤手当の過支給について

消防局において、交通用具（自動車、原動機付自転車、自転車など）に係る通勤手当の月額が減額の対象職員である現場業務に従事する隔日勤務の再任用短時間勤務職員に対して、通勤手当の算定誤りにより、令和3年度から令和7年度までの各年度で過支給が生じていたことが判明しましたのでお知らせします。

1 概要

呉市職員の通勤手当に関する規則（以下「規則」といいます。）第10条では、交通用具に係る通勤手当の月額は、再任用短時間勤務職員であって、平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たないものについては、常勤職員の額の100分の50に相当する額をもって通勤手当の月額とする旨が規定されています。

令和8年度の通勤手当の認定事務を行う際に、関連する規定に基づき、計算方法を再点検した結果、過年度に支給した通勤手当のうち、通勤所要回数が10回に満たない職員に対して、減額せず全額を支給していたことが確認されました。

過支給の対象者及び金額（令和3年度から令和7年度までの合計）

対象者数	金額	備考
36名	4,513,850円	1名当たり9,000円～371,600円を過支給

2 発生原因

規則第10条に通勤所要回数に基づく減額が規定されていることを、消防総務課職員が理解していないまま当該認定事務を行っていたためです。

3 対応方針

対象者に対して、過支給となった手当について返還請求を行いました。

4 再発防止策

今後は、職員が通勤手当などの給与制度を正しく理解した上で事務処理に当たるとともに、給与の手引の見直し・周知や研修による知識向上、確認方法の改善といった対策を講じ、再発防止を図ります。

5 その他

過支給となった手当の返還請求権は、地方自治法第236条第1項の規定により消滅時効が5年とされていることから、時効が完成していない令和3年度以降分について、対象者及び金額を特定しました。

なお、令和2年度以前分については引き続き調査を進めており、結果がまとまり次第、改めて公表する予定です。